



スーパーファンド・ジャパン株式会社 重要情報シート

基本情報	スーパーファンド・ジャパン株式会社 (Superfund Japan Co., Ltd.) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第98号
本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス11階
加入協会等	日本証券業協会、日本投資者保護基金
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
当社ウェブサイト	www.superfund.co.jp

取扱金融商品： 外国籍公募投資信託 スーパーファンド・ジャパン

スーパーファンドの理念 商品ラインナップの考え方及びコンセプト

スーパーファンドは、マーケット環境に左右されないヘッジファンド戦略を採用し、長期にわたり安定した高いレベルで運用を継続できる独自開発の完全自動化トレーディングシステムを開発することで、世界中の様々なお客様の皆様に商品提供することを目指しています。スーパーファンド・ジャパンも、日本の皆様のポートフォリオに分散投資の一助として、スーパーファンドのオリジナルファンドを公募投資信託としてご提供しております。

苦情・相談窓口 当社お客様相談窓口	コンプライアンス部 03-3508-6706 AM9:00~PM5:00
特定非営利活動法人 証券・金融商品 あっせん相談センター(FINMAC)	0120-64-5005
金融庁金融サービス利用者相談窓口	0570-016811 (03-5251-6811)